

# 軽自動車税の減免について

次の手帳をお持ちの方で自らが運転する軽自動車、またはその方の外出・送迎等のために使用する軽自動車  
で、所有・使用要件及び障害等級等の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。(自家用の軽自動車  
1台に限ります。)

## 手帳の種類

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・戦傷病者手帳



自動車税（県税）の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免を受けることはできません。

申請期限は平成27年5月29日(金)、手続きは役場税務係までお願いします。

減免申請に必要な書類、障害等級要件等については役場税務係にお問合せください。

広報11月号に掲載いたしました二輪車等の税率の改正につきましては、平成28年4月1日からに延期  
されました。

## ～不動産を取得したときの税金～

# 不動産取得税についてのお知らせ

不動産取得税は、不動産（土地・家屋）を取得したときに、取得した方に納めていただく税金（県税）です。  
納税額は、課税標準額（税額計算の基礎となる額）×税率です。

課税標準額は、新築家屋については、「固定資産評価基準」により算出した評価額、その他の不動産について  
は、原則市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。

税率は、土地や住宅は3%、住宅以外の家屋は4%です。

なお、一定の要件を満たす住宅を取得した場合は、税の軽減措置があります。

### 土地・家屋を売買等で取得された方

土地や家屋を購入された場合などは、所有権移転の登記月の概ね4ヶ月後に、納税通知書をお送りしますの  
で納税をお願いします。

### 住宅等を新築された方

通常は、住宅等を新築された翌年7月頃に納税通知書をお送りします。(特例控除によって免税点未満となり、  
納税通知書が送付されない場合もあります。)

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書の提出をお願いします。

詳細は、長野県公式ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/fudosan/index.html>

をご覧ください。

### お問合せ先

長野県佐久地方事務所税務課課税第二係 TEL 0267-63-3138

E-mailアドレス：sakuchi-zeimu@pref.nagano.lg.jp